

8.6 廃棄物

8.6.1 調査事項

調査事項は、表 8.6-1 に示すとおりである。

表 8.6-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。 ・ 杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。 ・ 計画地内の一部の既存樹木は伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木を保存する計画である。 ・ 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・ 砕石類の利用に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の目標値（都関連工事）を念頭に、再生砕石を利用する。 ・ 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・ 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、リサイクル材料を積極的に使用する。

8.6.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.6.3 調査手法

調査手法は、表 8.6-2 に示すとおりである。

表8.6-2 調査手法

調査事項		廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.6.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

工事の実施に伴い発生した廃棄物は、表 8.6-3 及び表 8.6-4 に示すとおりである。

建設発生土の排出量は 10,580m³ であり、再資源化率は 100% であった。

アスファルト・コンクリート塊は 1,777 t、コンクリート塊は 7,332 t、建設発生木材は 551t、建設汚泥は 1,616t、建設混合廃棄物は 122t、その他の建設廃棄物は 1,560t であり、再資源化率は 100% であった。

建設発生木材（伐採樹木）については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルサイクルとして利用した。さらに、一部はパーティクルボードに加工した。

その他、予測対象としていないが、解体に伴い発生したアスベストについては、表 8.6-5 に示すレベル 2～3 の石綿含有建材が確認されたことから、大気汚染防止法に基づき、適切に解体作業、保管及び処分を行った。

表 8.6-3 建設発生土・建設汚泥の発生量及び再資源化の量

廃棄物の種類	発生量	再資源化量	再資源化率
建設発生土	10,580m ³	10,580m ³	100%

注) 建設発生土の再資源化量、再資源化率は、有効利用量、有効利用率を示す。

表 8.6-4 建設廃棄物の種類ごとの発生量及び再資源化の量

廃棄物の種類	発生量	再資源化量	再資源化率
アスファルト・コンクリート塊	1,777t	1,777t	100%
コンクリート塊	7,332t	7,332t	100%
建設発生木材	551t	551t	100%
建設汚泥	1,616t	1,616t	100%
建設混合廃棄物	122t	122t	100%
その他の建設廃棄物	1,560t	1,560t	100%

注) 再資源化量は再使用・再生利用、再資源化率は再使用・再生利用率を示す。

表 8.6-5 アスベストの発生量

廃棄物の種類	発生量
アスベスト	5t

2) 予測条件の状況

ア. 工事の実施状況

第一競技場計画地では、計画地全面において整地を行った。また、図 4.2-2 (p.9) に示したメインスタンドの範囲に G.L.-約 1.5～2m の掘削工事や杭工事等を実施した。

第二競技場計画地では、既存施設の改修工事を行った。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.6-6 に示すとおりである。

表8.6-6 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化等によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。	伐採樹木は、再資源化施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとして利用した。さらに、一部はパーティクルボードに加工した。(写真 8.6-1)。
・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は現場内利用を基本とするが、場外搬出を行う場合は、受入基準を設定している受入機関を選定し、その受入機関の受入基準への適合を確認した上で、建設発生土受入地における有効利用量を確認して搬出を行う。	掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、場内利用を行った。(写真 8.6-2)
・杭工事に伴い発生する建設泥土については、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。	建設汚泥は、再資源化施設へ搬出した。(写真 8.6-3)
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。	解体工事に当たっては、分別解体を行うとともに、廃棄物種類別に再資源化施設へ搬出した。
・建設工事に伴い生じた再利用できない廃棄物は、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを含有する建材の撤去にあたっては、法令等に従い飛散をしない方法で除去を行い、産業廃棄物として適切に処分を行う。	建設廃棄物は、マニフェストに基づき処理・処分を行った。解体工事に伴うアスベストは、他の建設廃棄物と区分した保管・収集・運搬を行った。(写真 8.6-4~5)
・計画地内の一部の既存樹木は伐採されるが、既存のケヤキ等の樹木を保存する計画である。	既存のケヤキ等を保存することで伐採本数を低減し、それに伴い廃棄物の低減に努めた。
・建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。	朝礼での全体講習により、廃棄物の更なる発生抑制の指導を徹底し、廃棄物の低減化に努めた。(写真 8.6-6)
・砕石類の利用に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の目標値(都関連工事)を念頭に、再生砕石を利用する。	「東京都建設リサイクル推進計画」の平成 30 年度の目標値(都関連工事)に基づき、砕石利用の際には再生砕石を利用した。(写真 8.6-7)
・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。	工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存した。
・施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、リサイクル材料を積極的に使用する。	建築物基礎下の捨てコンクリートには、再生骨材コンクリート等リサイクル材料を調達した。(写真 8.6-8)



写真 8.6-1 伐採樹木を利用した
パーティクルボード



写真 8.6-2 発生土の場内利用



写真 8.6-3 建設汚泥再資源化施設搬出時



写真 8.6-4 アスベスト解体工事



写真 8.6-5 アスベスト保管作業状況



写真 8.6-6 朝礼時

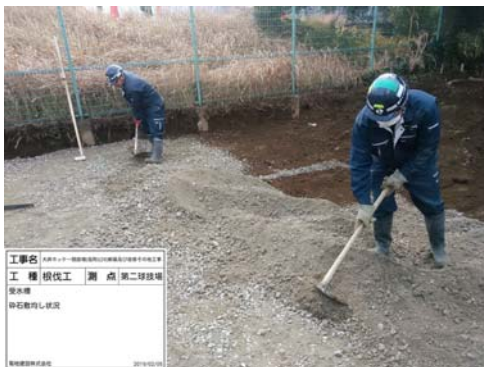


写真 8.6-7 再生砕石利用



写真 8.6-8 リサイクル材料使用

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

建設発生土の排出量は 10,580m³であり、再資源化率は 100%であった。

アスファルト・コンクリート塊は 1,777 t、コンクリート塊は 7,332 t、建設発生木材は 551t、建設汚泥は 1,616t、建設混合廃棄物は 122t、その他の建設廃棄物は 1,560t であり、再資源化率は 100%であった。建設発生木材（伐採樹木）については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルサイクルとして利用した。さらに、一部はパーティクルボードに加工した。

その他、解体に伴い発生したアスベストについては、大気汚染防止法に基づき、適切に解体作業、保管及び処分を行った。

以上のことから、予測結果と同様に、施設の建設に伴う廃棄物は適正に処理・処分されているものとする。